

2026年3月1日

各 位

**「通関業務基本料金」の改定に関するお知らせ**

大東港運株式会社（代表取締役社長：曾根好貞）は、2026年4月1日より、通関業務における各種料金を添付「通関業務基本料金表」のとおり改定いたします。

**【理 由】**

通関料金については、2017年の通関業法の改正により上限金額が撤廃されましたが、実態としては、1995年に改正された旧上限金額が、長年据え置かれたままの状態となっています。

世界の貿易が変化する中、EPA（経済連携協定）の拡充や、国際情勢の変化等に伴い、通関業務はより複雑化し、国際物流に対する役割は一段と増しているものと考えています。

そのような環境下、昨今の人手不足や物価高騰による人件費をはじめとする各種コストの上昇等に対し、可能な限り自助努力によりコスト増を吸収すべく取り組んでまいりましたが、それら全てを吸収することが極めて困難な状況となっております。

つきましては、今後も持続可能なサービスをお客様へ提供し続けるため、「通関業務基本料金」を改定させていただくことといたしました。

大東港運株式会社は、これからも通関業務におけるプロフェッショナルとして安心・安全で良質なサービスを通じて、お客様と社会の発展のために精進してまいります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

**【改定日】**

2026年4月1日（水）受託分より適用

**【本件に関するお問い合わせ先】**

大東港運株式会社 総務部広報課  
TEL：03-5476-9701

以 上

# 「通関業務基本料金表」

[2026（令和8）年4月1日現在]

通 関 業 務 の 種 類		単 位	基 本 料 金 額		
輸出申告・積戻し申告	一般通関扱	1件	7,400円 (※)	・大額（一品目が20万円を超える貨物。以下同じ。）に係る 輸出申告・積戻し申告 ※ キログラム当たりで料金設定するものを除く。	
	少額貨物簡易通関扱	1件	5,300円	・少額（一品目が20万円以下の貨物。以下同じ。）に係る 輸出申告・積戻し申告 ・AWB通関 ・ATAカルネ通関 ・積卸コンテナリスト（輸出） ・マニフェスト通関（HAWB単位の料金となります。） ・免税物品輸出申告 ・輸出入貨物の容器の再輸出免税（輸出）	
輸 入 申 告	輸入（納税）申告 （予備申告※を含みます。） ※予備申告～輸入申告～許可までを 1件として取り扱います。	一般通関扱	1件	14,800円 (※)	・大額（一品目が20万円を超える貨物。以下同じ。）に係る 輸入（納税）申告 ・移出輸入申告（IMW）（大額） ・総合保税地域総保出輸入申告（IAC（但し、加工又は製造 若しくは展示されたものに限ります。））（大額） ・輸入許可前引取承認後の輸入許可手続き（IBP）（大額） ・免税物品輸入申告（大額） ・輸出取止再輸入（船積後）（大額）（船積前は少額適用） ・輸入（引取）申告～特例申告（納税申告）は1件として請求（大額） （輸入の許可毎に特例申告を行う場合） ・救援物資等輸入申告 ※ キログラム当たりで料金設定するものを除く。
	(注) 一申告複数欄の場合の「単位」欄の適用 ⇒ 統計品目表細分番号に基づく欄数により、 次のとおり取り扱います。 ・ 2欄までの申告は1件とみなします。 ・ 2欄を超える申告は1件にそのを超える 欄数4欄まで毎に1件とみなして加算 した件数とします。	少額貨物簡易通関扱	1件	10,800円	・少額（一品目が20万円以下の貨物。以下同じ。）に係る 輸入（納税）申告 ・移出輸入申告（IMW）（少額） ・総合保税地域総保出輸入申告（IAC（但し、加工又は製造 若しくは展示されたものに限ります。））（少額） ・輸入許可前引取承認後の輸入許可手続き（IBP）（少額） ・免税物品輸入申告（少額） ・輸出取止再輸入（船積後）（少額） （船積前は大額であっても少額適用） ・輸入（引取）申告～特例申告（納税申告）は1件として請求（少額） （輸入の許可毎に特例申告を行う場合） ・AWB通関 ・マニフェスト通関（HAWB単位の料金となります。） ・輸出入貨物の容器の再輸出免税（輸入）
輸 入 申 告 等	賦 課 課 税	一般通関扱	1件	13,100円	・外交官貨物等の免税物品（大額） ・不用船用品（旅具通関扱い以外のもの）
		少額貨物簡易通関扱	1件	9,800円	・外交官貨物等の免税物品（少額） ・ATAカルネ通関 ・積卸コンテナリスト（輸入）
輸 入 申 告 等	・保税蔵置場蔵出輸入申告（ISW） ・総合保税地域総保出輸入申告（IAC） （但し、加工又は製造若しくは展示された ものを除きます。）	一般通関扱	1件	8,800円	・（大額）
		少額貨物簡易通関扱	1件	6,400円	・（少額）
輸 入 申 告 等	保税蔵置場蔵入申請（IS）（保税運送兼用を含む。）	1件	8,800円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	保税工場移入申請（IM）（保税運送兼用を含む。）	1件	8,800円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	保税展示場蔵置等承認申請（IG）（保税運送兼用を含む。）	1件	8,800円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	総合保税地域総保入申請（IA）（保税運送兼用を含む。）	1件	8,800円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	輸入許可前貨物引取申請（BP）	1件	6,400円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	外国貨物船（機）用品積込申告	1件	6,400円	・（大額・少額）	
輸 入 申 告 等	外国貨物運送申告（OLT）	1件	6,400円	・（大額・少額） ・但し、次の申告・申請で外国貨物運送兼用の手続きとなるものは、 当該申告・申請に係る料金を収受するため運送に係る請求は致し ません。 ⇒ ・輸出（積戻し）申告 保税運送兼用 ・外国貨物船（機）用品積込申告 保税運送兼用 ・保税蔵置場蔵入申請（IS） 保税運送兼用 ・保税工場移入申請（IM） 保税運送兼用 ・保税展示場蔵置等承認申請（IG） 保税運送兼用 ・総合保税地域総保入申請（IA） 保税運送兼用	
輸 入 申 告 等	包括評価申告	1件	6,300円	・包括評価申告Ⅰ、包括評価申告Ⅱ	
輸 入 申 告 等	原産品申告書（経済連携協定に関するものに限ります。）	1件	7,400円		
輸 入 申 告 等	特例申告 （特例申告貨物の輸入（引取）申告と併せて依頼を受けた場合を除きます。）	1件	6,400円	・複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合	
輸 入 申 告 等	特例輸入者・特定輸出者の承認申請	1件	6,300円		
輸 入 申 告 等	特例申告貨物の輸入（引取）申告 （特例申告貨物に係る特例申告について併せて代理の依頼を受けている 場合を除きます。）	1件	10,800円		
輸 入 申 告 等	修正申告・更正請求（輸入者の責に帰するものに限ります。） (注) 一申告複数欄の場合の「単位」欄の適用 ・ 2欄までの申告又は請求は1件とみなします。 ・ 2欄を超える申告又は請求は1件にそのを超える欄数4欄まで毎に 1件とみなして加算した件数とします。	1件	6,400円	・修正申告（輸入許可後に行うものに限ります。） ・更正請求（輸入申告及び修正申告における過誤納に対する還付金請求） （輸入許可後に行うものに限ります。）	

その他の手続き	違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書	1件	7,400円	※ 左記の申請料金は、次の手続きが含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違約品等保税地域搬入届</li> <li>・ 違約品等保税地域搬入期間延長承認申請書</li> <li>・ 違約品等に係る減却（廃棄）承認申請書</li> <li>・ 違約品等の廃棄に係る関税払戻し（減額・控除）申請書</li> </ul>
	事前教示照会	1件	6,300円	・ 品目分類、関税評価、原産地規則、減免税・戻し税
	見本一時持出許可申請	1件	3,800円	
	減却承認申請	1件	6,300円	
	他法令の規定により輸出入に関して要する許可等の申請	1件	6,300円	・ 輸入貿易管理令関係：輸入承認証、輸入公表で定めた確認書等 ・ 輸出貿易管理令関係：輸出許可証、輸出承認証
	上記以外の他法令に係る申告・申請又は届	1件	6,300円 (※)	・ 食品衛生に関する届出（食品届） ・ 動物検疫に関する届出 ・ 植物防疫に関する届出 ※ キログラム当たりで料金設定するものを除く。
	その他の申告・申請又は届	1件	3,800円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国貨物廃棄届</li> <li>・ 外国貨物仮陸揚届</li> <li>・ 貨物取扱届（他所蔵置場所での取扱（内容点検等））</li> <li>・ 指定地外貨物検査許可申請</li> <li>・ 証明書交付申請（通関証明）</li> <li>・ 船名・数量等変更申請</li> <li>・ 他所蔵置許可申請</li> <li>・ 内国貨物船（機）用品積込承認申請</li> <li>・ 不積返送申請</li> <li>・ 特定輸出貨物の許可取消申請</li> <li>・ 開庁時間外の事務の執行を求める届出</li> <li>・ 包括担保提供書 （輸入申告に先立って提出する場合に限りです。）</li> <li>・ 包括担保解除申請 （輸入申告に先立って提出する場合に限りです。）</li> <li>・ 免税コンテナ等の再輸出期間延長申請</li> <li>・ 自動車通関証明の発給申請</li> <li>・ 関税等の包括納期限延長申請</li> <li>・ 本船扱い・ふ中扱い・搬入前申告扱い承認申請</li> <li>・ 減免税関係承認申請</li> <li>・ 包括納期限延長申請手続に係る担保解除承認申請</li> <li>・ 蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請</li> </ul>
諸申告又は許可承認書写作成	1件	1,300円		
割 増 料		基本料金額の10割まで		【割増料金を請求する場合の取扱い】 ・ 上記に掲げる各種手続きに要した事務量から見て割増料を請求すべき相当の理由があるとき ・ 申告・申請すべき品目が多く、統計品目表細分番号の所属区分の決定、及び当該所属区分毎の数量・価格の計算等に特別の手数を要したとき ・ 戻し税手続のために特別の手数を要したとき ・ 税関の検査・分析等の関係で特別の手数を要したとき ・ 1件の委託に係る貨物の申告を分割するため特別の手数を要したとき ・ その他手続き上、一般の場合に比して特別の手数を要したとき ※ 1件について2以上の割増料金の請求を致しません。
割 引 料		※取引状況等に応じて通関業務の基本料金の一部を割り引きする場合があります。		
実 費 の 請 求		右記の例に掲げる費用につきましては、基本料金等とは別に請求させて頂くこととなります。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定地外検査等の収入印紙代</li> <li>・ 輸出入申告等の手続きに係る内容点検及び税関検査のための開梱・運搬に要した労費・運送料等</li> <li>・ 遠隔地における通関業務のために要した交通費・通信費等</li> <li>・ その他ご依頼者の都合により発生した業務に係る費用</li> </ul>

通関業者 大東港運株式会社